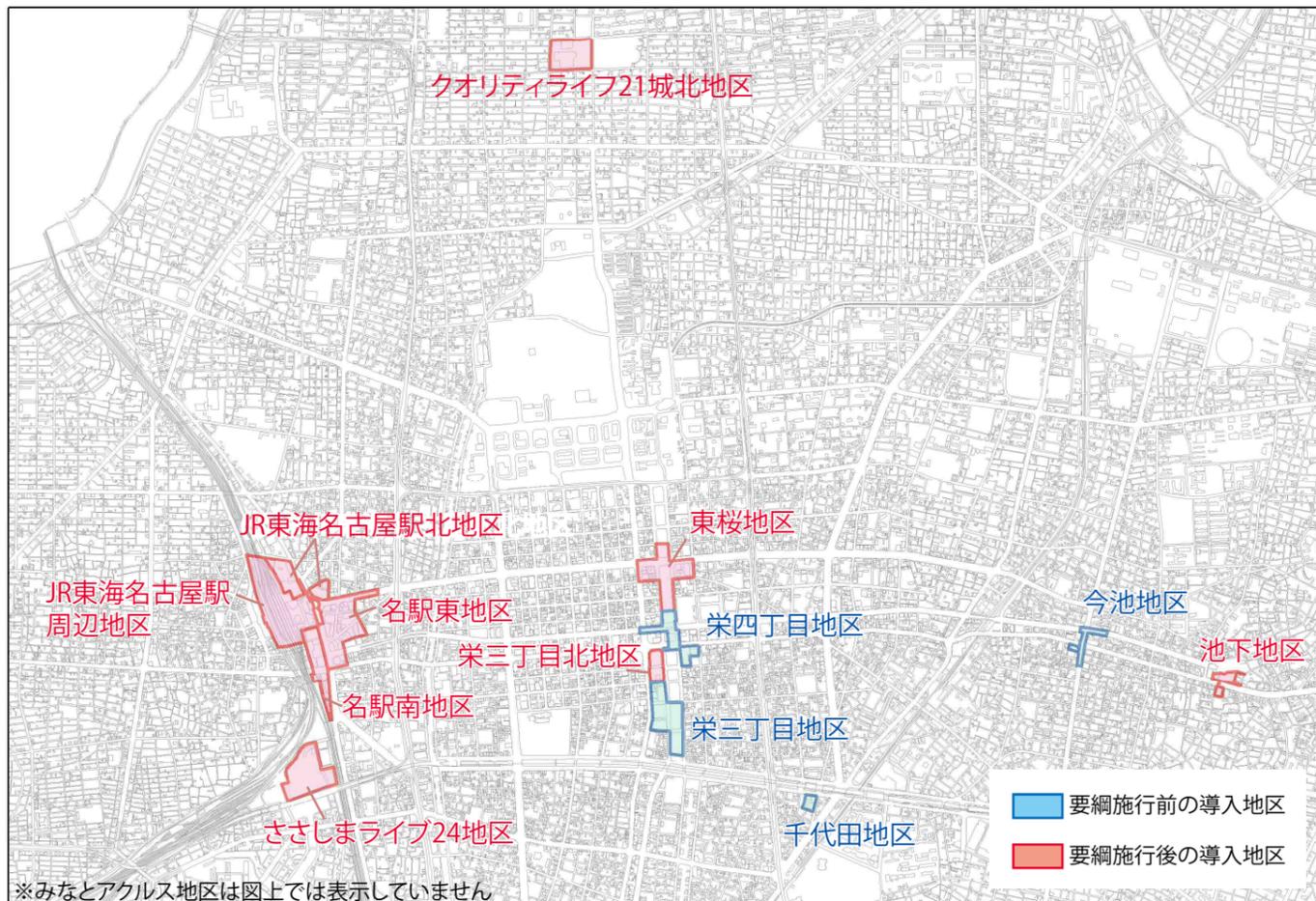


■導入事例

要綱施行後、平成31年3月末までに、建築計画の概要の届出が56件あり、うち10件において整備計画が作成されて地域冷暖房の整備が進められています。なお、要綱施行以前には、市内で地域冷暖房が4件整備されております。



名称	供給開始年月	熱供給事業者
今池地区	昭和61年6月	東邦ガス株式会社
千代田地区	昭和62年4月	東邦ガス株式会社
栄四丁目地区	平成元年11月	株式会社シーテック
栄三丁目地区	平成2年6月	東邦ガス株式会社
池下地区	平成9年10月	東邦ガス株式会社
名駅南地区	平成10年12月	東邦ガス株式会社
JR東海名古屋駅周辺地区	平成11年12月	名古屋熱供給株式会社
栄三丁目北地区	平成17年3月	東邦ガス株式会社
東桜地区	平成17年10月	東邦ガス株式会社
名駅東地区	平成18年10月	DHC名古屋株式会社
クオリティライフ21城北地区	平成23年2月	名古屋都市エネルギー株式会社
ささしまライブ24地区	平成24年4月	名古屋都市エネルギー株式会社
JR東海名古屋駅北地区	平成27年11月	名古屋熱供給株式会社
みなとアクルス地区	平成29年4月	東邦ガス株式会社

お問い合わせ先
 名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
 TEL052-972-2712

このパンフレットは再生紙(古紙配合率100%)を使用しています。

(平成31年4月作成)

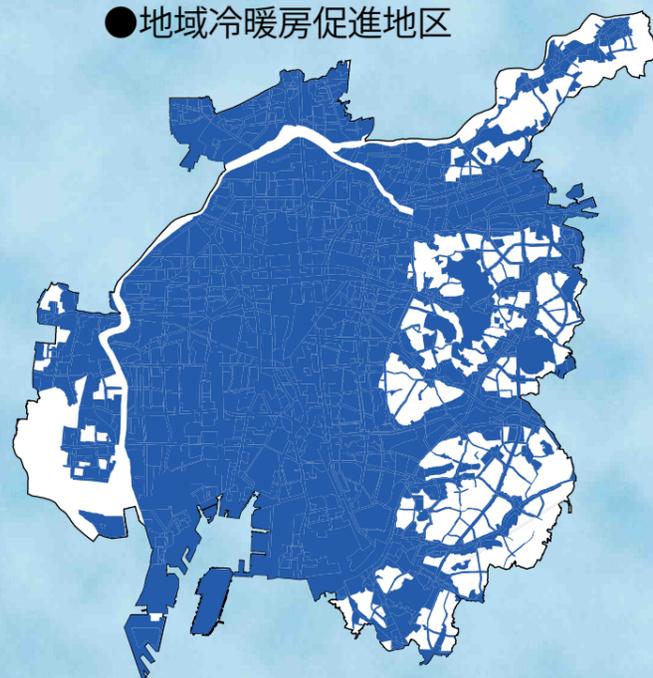


近年、地球環境問題についての関心が高まる中、都市政策においても地球環境に対する貢献が求められており、また、まちづくりにおいては、生活の質的向上に伴い、ゆとりや潤いのある良好な都市基盤の整備が求められています。名古屋市では、地域冷暖房施設が快適で効率的な都市活動を支える都市基盤施設であるとともに、都市環境の保全、省エネルギーの推進、都市の防災化などに効果を持つシステムであるとの認識のもと、「名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱」を制定し、平成5年1月から施行しています。

地域冷暖房に関する指導要綱のあらまし

地域冷暖房促進地区内で延べ面積が3万㎡以上の建築物を建築しようとする場合、建築確認申請の前に、建築計画の概要について届出が必要です。

●地域冷暖房促進地区



地域冷暖房促進地区は市街化区域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域。

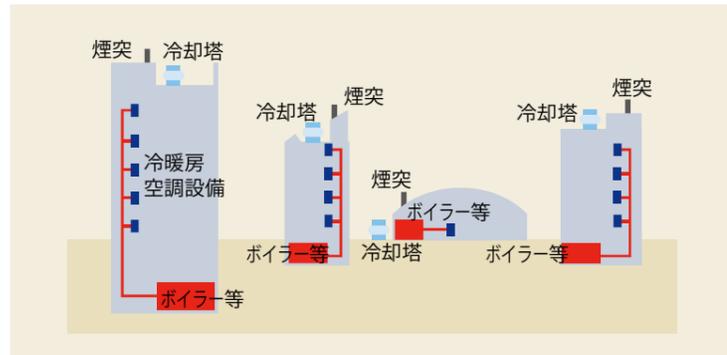


名古屋市住宅都市局

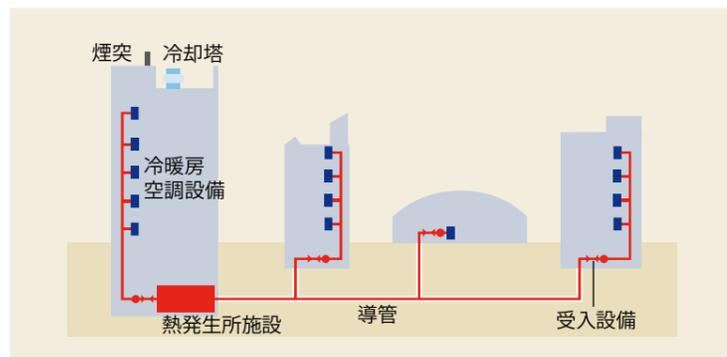
■地域冷暖房とは

地域冷暖房とは、一定地域内の複数の建築物に、熱発生所施設(エネルギープラント)でつくった冷水、温水、蒸気などを導管を使って供給し、冷暖房や給湯を行うものです。個々の建築物ごとにボイラー等を設置して行われていた従来の冷暖房に対し、地域冷暖房は、地域全体を効率よく冷暖房等ができる点に特徴があります。

●従来の冷暖房との比較●



従来の冷暖房の場合
(建物ごとにボイラー等を設置して、冷暖房等を行います。)



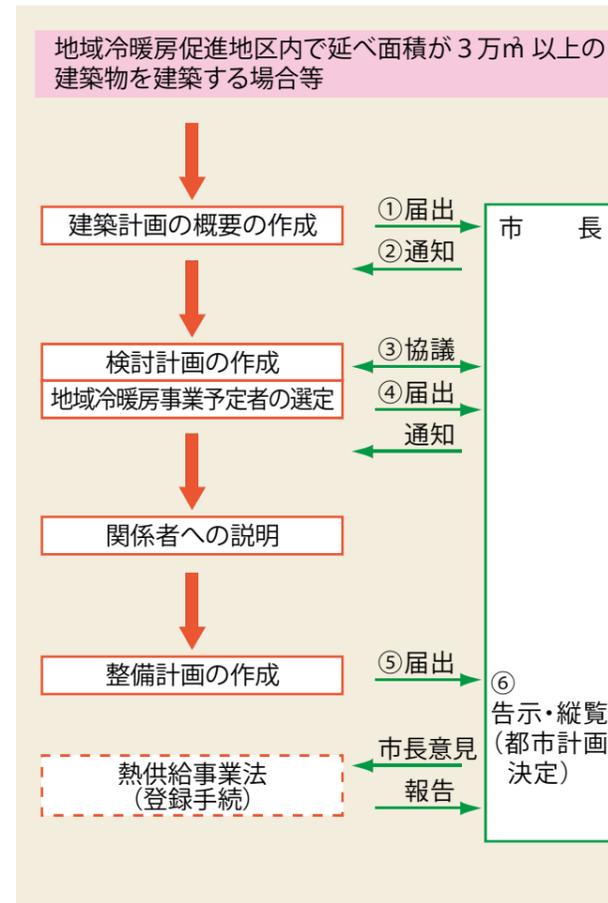
地域冷暖房の場合
(熱発生所施設のある建物から他の建物に冷水、温水、蒸気などを送り、冷暖房等を行います。)



熱発生所施設の例
(東桜地域エネルギーセンター内)

■手続きの内容

●手続きフロー●

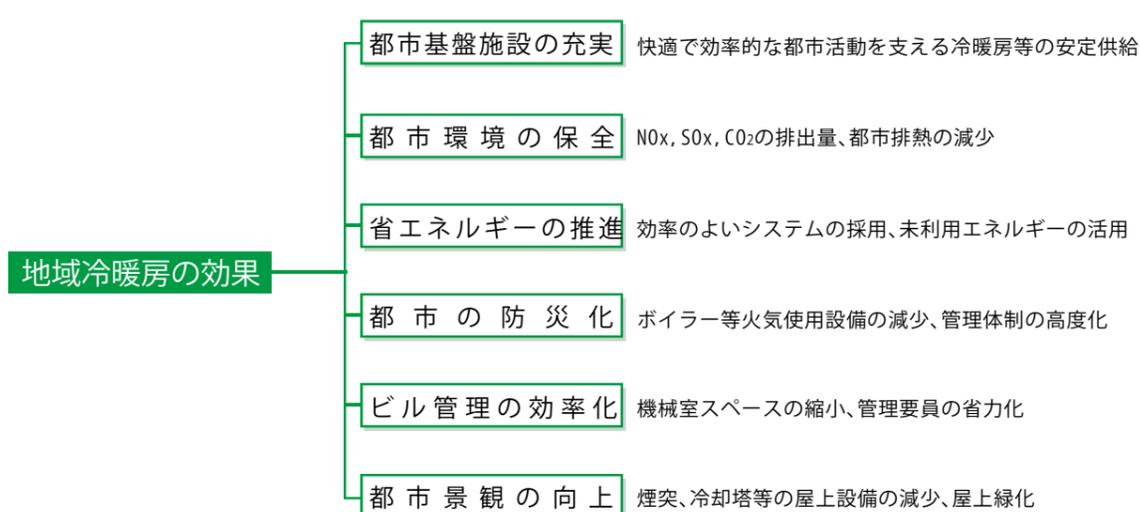


- ① 地域冷暖房促進地区(市街化区域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域)内で、延べ面積が3万㎡以上の建築物を建築しようとする方はその建築計画の概要を市長に届け出ていただけます。延べ面積が3万㎡未満の建築物であっても自主的に地域冷暖房の整備を図ろうとする場合や、市長が特に必要と認めた場合も同様です。建築計画の届出は建築確認申請の前にお願います。
- ② 市長がこれを受理し、地域冷暖房の整備について検討する必要があると認めた場合には、当該届出をした方(特定開発事業者)に対しその旨通知します。
- ③ 特定開発事業者は検討計画を作成し、市長と協議していただけます。
- ④ 特定開発事業者が検討計画を作成するにあたっては、地域冷暖房事業を行う事業予定者を選定し、市長に届け出ていただけます。
- ⑤ 協議が成立した場合には、特定開発事業者と地域冷暖房事業予定者は、予定される熱供給区域内の建築物の所有者、管理者その他の関係者への説明を行っていただけます。その上で、地域冷暖房事業予定者は、特定開発事業者と協議のうえ、整備計画を作成し、市長に届け出ていただけます。
- ⑥ 市長は整備計画の届出を受理したときは、その旨を告示し、整備計画の概要を一般に縦覧します。また、必要に応じて地域冷暖房施設の都市計画決定を行います。

※ 予定される熱供給区域内において延べ面積が3千㎡以上の建築物を所有または管理されている方は、当該地域冷暖房に加入するよう努めていただくことになります。

■地域冷暖房の効果

地域冷暖房の導入による効果はさまざまですが、その主なものは次のとおりです。



■届出書の内容

●建築計画の概要●

- ・ 建築敷地の位置及び区域
- ・ 建築物の名称
- ・ 建築面積
- ・ 延べ面積
- ・ 用途別床面積
- ・ 事業スケジュール
- ・ 周辺の建築物の立地の状況及び開発動向等

●検討計画●

- ・ 熱供給区域、供給開始時期、熱負荷の予測値及び未利用エネルギーの活用方策
- ・ 地域冷暖房施設の概要(熱源の種類、供給熱媒体の種類、熱発生所施設の位置、施設面積及び供給能力、導管の位置及び区域、熱料金の概算値等)
- ・ 環境への効果、省エネルギー効果等の予測

●整備計画●

- ・ 地域冷暖房施設の名称及び位置
- ・ 地域冷暖房事業予定者の氏名
- ・ 熱供給区域及び熱負荷の予測値
- ・ 地域冷暖房施設の概要(熱源の種類、供給熱媒体の種類、熱発生所施設の設計概要、導管の設計概要、熱料金の概算値等)
- ・ 環境への効果、省エネルギー効果等の予測結果
- ・ 事業スケジュール及び資金計画の概要